

新しい盛岡市総合計画の策定方針

平成25年3月29日 市長決裁

1 計画策定の趣旨

盛岡市は、平成17年度を初年度とし、平成27年を目標年次とする「盛岡市総合計画～共に創る元気なまち県都盛岡～」において「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めています。

現在、我が国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まりなどにより、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりへの期待など、市町村を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような中、本市の地域特性や資源を最大限に生かすとともに、市民と行政が協働・連携し各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、市民参画を得ながら、目指す将来像とその実現のための政策をまとめ、まちづくりの指針となる新しい総合計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

新しい総合計画は、現在の総合計画と同様に、基本構想及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

長期的な観点からまちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像の実現に向けて展開する施策を体系的に示すものとし、目標年次については平成37年を想定します。

(2) 実施計画

基本構想に定める将来像を実現するための計画であり、施策の取組を具体的に示すものとし、計画期間は3年間とします。計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。併せて、自治体経営の取組についても定めます。

3 主要データの活用

(1) 人口指標

基本構想の目標年次である平成37年における人口を推計し、各施策の基本とします。

(2) 土地利用の方針

国土利用計画盛岡市計画や盛岡市都市計画マスタープランを基本とし、適正な土地利用を推進します。

(3) 財政見通し

今後の社会経済情勢の予測、将来人口の推計等を踏まえた中長期的な財政見通しとの整合を図ります。

4 計画策定の体制

総合計画はまちづくりの指針となる重要な計画であることから、より多くの市民の意見を聴きながら策定します。また、基本構想については、盛岡市総合計画審議会等での審議を行うこととし、市議会の議決を経て策定します。

(1) 参画と協働による計画づくり

参画と協働による総合計画づくりを進めるため、より多くの市民意見の把握に努め、計画策定の各段階における市民参画に取り組みます。

市民参画の手法は、5に定めるとおりとします。

(2) 盛岡市総合計画審議会での審議

基本構想については、盛岡市総合計画審議会において審議します。

(3) 玉山区地域協議会での審議

基本構想については、玉山区地域協議会において審議します。

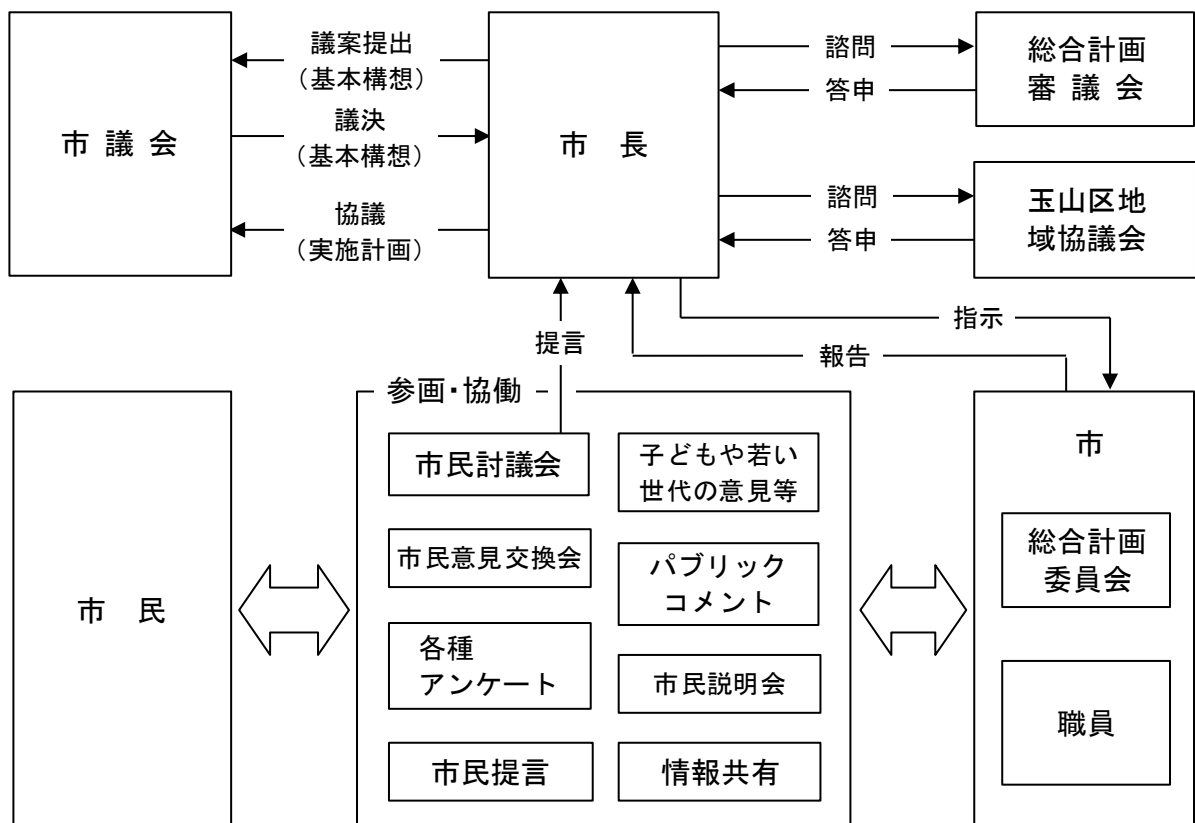
(4) 市議会の議決等

基本構想については、市議会の議決を経て策定します。実施計画については、全員協議会での協議を経て策定します。

(5) 盛岡市総合計画委員会を中心とする職員体制による検討

市長、副市長及び部長級の職員によって組織する盛岡市総合計画委員会を中心とし、職員の参加による内容の検討・調整を行います。

<策定体制のイメージ図>



5 市民参画の手法

総合計画の策定に当たっては、パブリックインボルブメント^(注1)の考えに基づき計画案の作成段階から市民が参画できる機会を設けるとともに、素案に対する意見を募るなど、積極的な市民参画に努めます。

(1) 計画案の作成段階における市民参画（平成25年度）

ア アンケート調査

市政の課題を踏まえたまちづくりの方向等について、市の考え方を示しながら、市民、各界の代表者、市外に在住する市に関係する者等に対するアンケート調査を実施します。

イ まちづくりへの提言

本市のまちづくりにおいて重要と考えられるテーマを設定し、そのテーマに関する提言を広く募ります。併せて、まちづくりに関するアイデアや提案を募ります。

ウ 市民意見交換会

市政の課題を踏まえたまちづくりの方向等について、市の考え方を示すとともに、市民の意見を聴くこととし、意見交換会を開催します。

エ 子どもや若い世代からの意見

子ども達の目に映る「もりおか」の姿、将来への夢や希望、そして若い世代からのまちづくりに関する意見、これらを取り入れながら計画づくりを進めます。

オ まちづくり市民討議会

新たな市民参画手法として、無作為抽出により募った市民で構成する市民討議会を設置します。この市民討議会は、市政の課題を踏まえて、まちづくりの方向等に関する討議を行うとともに、討議会自身による意見の集約を行います。討議会で集約した意見は、市政に対する提言とします。

(2) 計画のとりまとめ段階における市民参画（平成26年度）

ア パブリックコメント^(注2)

総合計画の素案を市のホームページ等で公開し、市民の意見を募り、寄せられた意見に対する市の考え方を公表します。

イ 市民説明会

パブリックコメントの実施にあわせて、説明会を開催し、総合計画の素案の内容を説明し、意見交換を行います。

(3) 市民への情報発信

計画策定の進捗状況を市のホームページに公開するなど、積極的な情報発信を行います。

(注1) パブリックインボルブメント

市の計画及び事業の構想企画段階から市民等が参画する機会を設け、そこでの議論を通じて政策形成の過程を共有しながら、市民等の意見を踏まえて意思決定するとともに、その結果について公表する一連の手続をいいます。

(注2) パブリックコメント

市の基本的な計画の策定等に当たり、その案の内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

6 策定スケジュール（予定）

総合計画の策定スケジュール（予定）は、次のとおりです。

	H25年度												H26年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
市民参画	○ アンケート調査			○ 市民提言の募集			○ 市民報告会 ○ 市民意見交換会			○ 報告会 ○ 討議会(提言)			⇒ 意見集約														
	市民への情報発信(広報, ホームページ等)																										
市議会													○ 基本構想(案)報告			○ 基本構想議決			○ 実施計画審議(全協)								
総合計画審議会													○ 諮問			⇒ 審議			○ 基本構想中間報告			○ 基本構想答申			○ 実施計画審議		
玉山区地域協議会													基本構想諮問・答申			○											
内容検討	基本構想案の検討												実施計画案の検討														